

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月5日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 福嶋 誠也

1 契約の概要

特別児童扶養手当の業務等委託

2 履行（納品）場所

こども青少年局こども家庭課

3 契約日

令和5年12月28日

4 履行日又は履行期間

令和5年12月11日から令和6年3月31日まで

5 契約金額

17,802,510円

6 契約の相手方（名称及び所在）

東京ソフトBPO株式会社

東京都品川区西五反田7-24-5

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

特別児童扶養手当は国が定める認定基準に基づき手当の審査を行っておりますが、今般、審査庁（神奈川県）からの認容裁決（市が行なった却下処分を、県が取り消す）において、国の認定基準に取り扱いの定めがない「DQ（発達指数）」に係る新たな見解が示されました。

手当は、請求時（申請の翌月分）から支給されるので、平成27年4月（県から市へ事務移譲があったとき）から令和5年6月（県の認容裁決があったとき）までの間に却下処分となった申請者のうち、診断書にDQの記載のあった方には、新規申請の機会を逸することがないよう「DQに係る国の見解が示された旨」のお知らせを直ちに行わなければならない、これによる問い合わせ対応等を行うコールセンターの設置等を正確かつ迅速に行えるよう即時対応する必要がある、既に本市で同様の業務実績のある事業者と緊急契約を結ばざるを得なかったため、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社 東京ソフト BPO 株式会社

契約相手方は、こども青少年局こども家庭課が所管する「児童手当業務等委託」の受託事業者であり、かつ令和4年度、令和5年度の「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）業務委託」の受託者です。手当の案内及び申請書の受付開始まで緊急を要する中、事務処理センター及びコールセンターを設置し、対応窓口を至急用意する必要があることから、今回の作業においても短期間に迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる当該事業者を選定しました。

9 所管課

こども青少年局こども家庭課